

令和7年度 九重町起業支援 事業補助金



起業者を応援します！

九重町における起業を促進するため、起業時に必要な設備費や改修費、販売促進に要する経費の一部を補助します。

補助金額

補助対象経費の1/2以内
上限100万円

※補助対象期間は、年度内（令和8年3月末）までです。

※補助対象経費や必要書類などの詳細は、九重町HPをご確認ください。

申請期間

◎1次募集

4月1日（火）～7月25日（金）

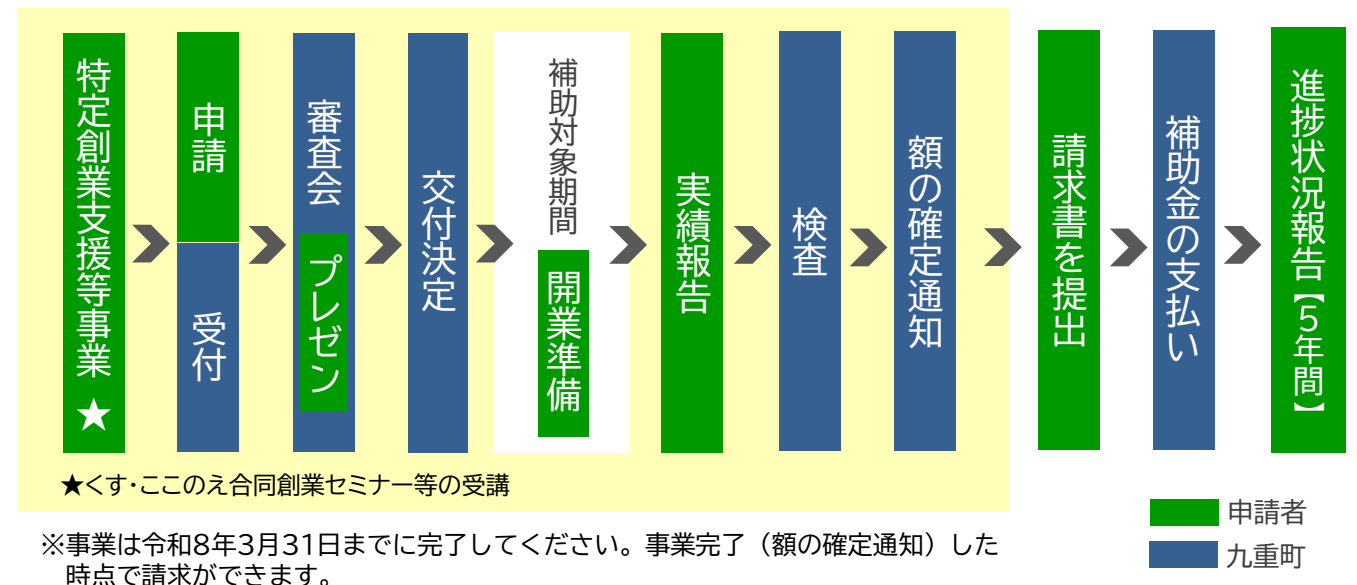
※1次募集で予算の上限に達した場合は、2次募集（8月以降を予定）を行わない場合があります。

※2次募集は九重町ホームページ等でお知らせします。

お問い合わせ先

九重町 観光・地域振興課 商工・観光グループ（役場2階）
☎ 0973-76-3150（直通） ✉ syoko@town.kokonoe.lg.jp

手続きの流れ



申請書の作成・提出

申請書の作成

九重町ホームページから申請様式をダウンロードし、作成してください。

提出書類

◎九重町起業支援事業補助金交付申請書（様式第1号）

- ☐ 申請書
- ☐ 収支予算書
- ☐ 事業計画書
- ☐ 資金計画
- ☐ 事業の見通し

◎誓約書兼同意書（様式第2号）

◎町税等納付状況調書（様式第3号）

◎補助事業に係る経費の見積書の写し



▲九重町HP

申請書の提出

申請受付期間内に観光・地域振興課（役場2階）まで申請書類を提出してください。

※申請書類に不備があった場合は受付できません。余裕を持った提出をしてください。

審査方法

外部の有識者が、提出された申請書類（事業計画等）及び審査会での申請者のプレゼンテーションにより内容を審査し、その審査結果をもとに町が交付決定を通知します。不採択となった方にも町から通知を行います。

※1次募集分の審査会は8月上旬～中旬、通知は8月中を予定しています。

注意事項

◎交付決定日より前に、発注・契約・支払いをした経費は補助対象外です。

◎補助金の支払い方法は、事業完了後の精算払いです。（概算払いはありません）

補助対象経費			
経費区分	内容	補助率	補助上限額
設備費	設備の購入、借用又は修繕に要する経費	1/2	100万円
機械装置費	機械装置の購入、改良、据付、借用又は修繕に要する経費		
工具器具費	工具器具の購入、改良、据付、借用又は修繕に要する経費		
構築物費	構築物の購入、建造、改良、据付、借用又は修繕に要する経費		
物品費	物品の購入経費		
原材料費	原材料及び副材料の購入に要する経費		
外注加工費	外注加工に要する経費		
委託費	試験検査委託費		
専門家謝金	専門家指導の受け入れに要する経費		
旅費交通費	旅費交通費		
広告宣伝費	広告宣伝に要する経費		
その他の経費	その他町長が必要と認める経費		

補助対象外経費	事業目的以外に借用している土地、建物、機械器具、自動車等の賃借料及び購入費
	保証金、敷金、保険料、公租公課
	飲食費、遊興、娯楽に要する費用
	汎用性が高い備品（机、椅子、パソコン、スマートフォン、カメラ等容易に持ち運びができ、他の目的に使用できるもの）の経費
	サブスクリプション契約に係る費用
	その他、公的資金の使途として社会通念上、不適切と町長が判断する経費

補助金返還		
返還事由	事業継続期間	返還金額
●廃業または町外へ事務所を移転したとき、町外へ住民票を異動したとき	1年未満	交付額の全部
	1年以上2年未満	交付額の4/5
●補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、または指示に従わなかったとき（他の事業者にも雇用されたとき等）	2年以上3年未満	交付額の3/5
	3年以上4年未満	交付額の2/5
●届出又は報告を怠ったとき	4年以上5年未満	交付額の1/5
●偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき ●補助金を他の用途に使用したとき	交付額の全部	
●その他町長が特にその必要を認めるとき	全部または一部	

チェックシート ※概要のため、申請時は要綱を必ずご確認ください	
1 申請対象者：すべて満たす方が対象です	
	町税等の滞納、九重町に対する債務の不履行がない(同一世帯員を含む。)
	申請日において18歳以上65歳未満。
	令和7年度内に開業予定。または、開業してから1年未満。
	開業時点において、住民基本台帳法に基づき九重町に住所を有している。または、九重町に住所を有することを予定している。
	九重町内に主たる事業所を置く。または、置くことを予定している。
	事業所開設後に本申請事業を主たる生業として営む。また、開業した日の翌日から起算して5年以上継続して事業を行う意思がある。
	申請事業の主たる代表者。
	特定創業支援事業(くす・ここのえ合同創業セミナー等)を受講し証明書の交付を受けている。または、商工会等の創業支援機関において補講等を受講している。

2 補助対象外：いずれか1つでも該当する方は対象外です	
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定により許可又は届出を要する事業を行う者。
	他の者が行っていた事業を承継して事業を営む者。
	第2創業である者。
	フランチャイズ契約またはこれに類する契約に基づく事業を行う者。
	補助金の対象事業において、同一の事業内容で他の補助制度を受けている、または受ける予定がある者。
	九重町暴力団排除条例に規定する暴力団員である者。

3 補助対象となる事業：すべて満たす事業が対象です	
	有償で実施し、収益性及び継続性が見込まれる事業であること。
	宗教活動、政治活動、公序良俗に反する活動及びこれらに類する事業でないこと。
	補助金の対象事業が令和7年度(令和8年3月末までに検査完了)に完了すること。

4 留意事項：申請するうえで、あらかじめ承知していただく必要があります	
	審査会において、申請者本人よりプレゼンテーションを行っていただきます。
	事業計画等を変更する場合は、変更申請書を提出してください。
	開業から5年間、年に1回、事業の進捗状況を報告してください。
	開業から5年間は、廃業、事務所移転、九重町外への住民票異動をする場合は届出が必要です。
	開業から5年間に廃業、町外への移転・住民票の異動した場合、不正な手段により補助金の交付を受けた場合、他の用途に使用したとき等は、補助金の全部もしくは一部を返還していただきます。【左下表】
	開業から5年間は、補助事業で取得した財産を交付の目的以外で使用する、譲渡する、貸し付ける、担保に供する、廃棄することはできません。取得財産を処分したことにより収入があった場合は、補助金の全部または一部を町に納付(返還)していただきます。 ※取得財産の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令を準用)を経過しているものを除く。